

新潟市漁港監視報告業務委託事務要領

（趣旨）

第1条 この要領は、新潟市が管理する漁港（以下「漁港」という。）について、漁港の適正な管理及び漁港行政の円滑な推進を図るため、漁港の監視及び報告業務の委託に関して必要な事項を定めるものとする。

（委託）

第2条 新潟市が、松浜漁港を利用する新潟漁業協同組合松浜支所、新川漁港を利用する新潟漁業協同組合五十嵐浜支所、巻漁港を利用する新潟漁業協同組合西蒲支所に対し、漁港施設の監視及びそれに係る報告業務を委託するものとする。

（業務）

第3条 漁港施設を自ら随時巡回して施設の監視を行うものの他、管理者から依頼のあった漁港施設の現況について確認を行い、必要に応じて速やかに管理者に口頭または書面にて報告するものとする。

（期間）

第4条 委託期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

（委託費）

第5条 本要領による委託に要する費用等については、両者が協議し別途定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。